

税理士 牧野 義博

決算書の営業外費用に貸倒損失が計上されていたことから、その内容の確認を調査官が行っています。
調査官 貸倒損失の内容についてお尋ねします。
担当者 遠隔地の取引先Aに対し10万円の売掛金がありました。支払いが遅れるようになったので、再三督促を

貸倒損失の処理

したのですが何も応答がありません。代金の取立に行こうと思ったのですが、遠方であり航空券代や鉄道運賃等の旅費、従業員の日当等を考えると採算が合いません。
調査官 取引先Aの代表者や関係者との連絡はとったのですか。
担当者 はい。何とか。
調査官 それでA社ほどのような状況だったのですか。
担当者 隣の県に引っ越していました。
調査官 具体的には鹿児島県から宮崎県に移転をしていたのですか。
担当者 はい、そうです。
調査官 貸倒損失の内訳を見ると、宮崎県にある取引先B社も50万円の貸倒れになっていきますね。
担当者 B社は夜逃げをして行方不明となってしまうので、貸倒処理をしています。
調査官 B社について追跡調査はされたのですか。
担当者 同業者の話では細々ながら営業は何とか行っているようですが、債務超過でいつ倒産してもおかしくないとのことでした。
調査官 B社に確認を取ってはいないのですか。

担当者 取引を停止してから1年以上経っているので、法人税基本通達を適用して備忘価値を残して貸倒処理としました。
調査官 B社との取引は長かったので
担当者 過去には取引がありました。ここ数年間では1回だけです。
調査官 これはいわゆるスポット取引（単発取引）のようですね。
担当者 そうですね。常時使っている業者ではありません。
調査官 法人税基本通達9-16-3で言っている「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産の状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいます。
 従って、今回のようなスポット取引についてはこの適用がありません。
担当者 ……
調査官 法人税基本通達では、法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額が、その取立のために要する旅費その他の経費に満たない場合において、当該債務者に対して支払を督促したにもかかわらず弁済がないときは貸倒処理ができるとあります。

本件の場合には、取引先A社も取引先B社も、もともと宮崎県にあることから、60万円の債権総額と取立費用との比較となりますので、貸倒損失処理は認められません。
 ちなみに、「取立費用」は、1回の集金出張に要する旅費及び日当等の実費をいいますが、売掛債権の総額は一つの取引先ごとではなく、同一地域に複数の債務者が存在すれば、その債権額の合計額をいいます。
 なお、回収可能と判断される債権を放棄した時は寄付金となりますので注意しましょう。

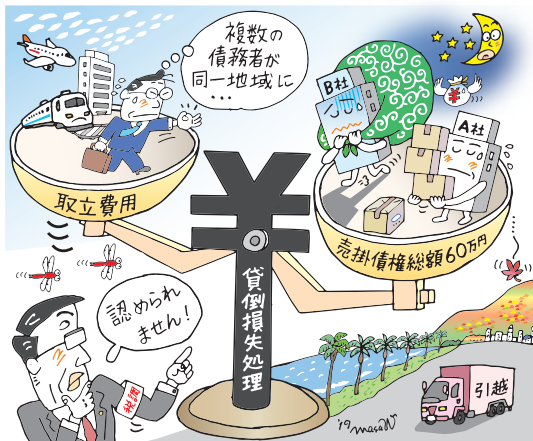


イラスト 渡辺 正義